公　表

地方自治法第199条第4項の規定により行った、令和2年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。

令和3年2月22日

積丹町監査委員　山　田　文　雄
積丹町監査委員　葛　西　敏　夫

第1　監査の概要

1　監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2　監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲

(1)　監査実施期間

監査は令和3年2月15日から2月19日までの間で実施した。

(2)　試査の範囲

令和2年4月1日から令和2年12月末までに支出したもの又は契約事務が終了した委託料のうち1件10万円以上のもの、工事請負費のうち1件100万円以上のもの（繰越明許費を含む。）

(3)　監査実施課・実施件数及び契約金額

対象科目 / 対象課等	委託料		工事請負費	
	監査実施件数（件）	契約金額（円）	監査実施件数（件）	契約金額（円）
総　務　課	1	330,000	―	―
住民福祉課	3	26,162,400	―	―
商工観光課	1	654,500	―	―
農林水産課	1	2,701,036	―	―
建　設　課	―	―	4	72,556,000
教育委員会	1	4,730,000	―	―
合　　計	7	34,577,936	4	72,556,000

3　監査の主眼

監査は、令和2年度の委託料及び工事請負費に係る財務に関する事務の執行について、正確性、合規性及び効率性の視点から適正かつ効率的に行われているかに重点を置いて実施した。（繰越明許費を含む。）

4　監査の実施方法

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうかに主眼を置き、あらかじめ対象となる課から予算執行状況や契約実績等に係る資料の提出を求めるとともに、諸帳票類その他の財務関係書類について抽出により審査を行い、あわせて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施した。

第２　監査の結果

１　個別意見の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

(1)　指摘事項

ア　法令、条例、規則、通達に違反しているもの

イ　収入確保に適切な措置を要するもの

ウ　予算を目的外に支出しているもの

エ　予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの

オ　経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの

カ　経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの

キ　火災事故等が発生しているもの

(2)　指導事項

上記のうち軽易と認められるもの

(3)　検討事項

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討させるもの

２　監査結果の概要

今回監査を実施した事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

札幌法務局小樽支局「登記・相続に関するＱ＆Ａ」No. 12

◆第 12 回「土地の境界がはっきりしない。どうしたらいいの？」

Ｑ：**土地の境界がはっきりしない。どうしたらいいの？**

Ａ：お隣との土地の境目は通常「境界」といわれており、その目印として「境界標」が設置されています。

皆さんの大切な財産である土地の境界がはっきりしないということは、この不動産を使用（占有）できる範囲などが分からないので、悩みの種となってしまいますね。

法務局が管理・保管している地図や地積測量図などの資料や役所等が持っている地図・図面等、そして土地家屋調査士が調査した測量成果などの資料に基づいて、皆さんに代わって境界線などを調べる国家資格者が土地家屋調査士です。

皆さんから土地の履歴や情報を頂くと共に、実際に測量作業や杭の調査をし、お隣の所有者さんにも事情を伺い総合的に分析して、正しい境界線、境界点を導き出します。

境界についてお隣と意見が違っている場合は、日常生活にも支障をきたす場合がありますので、札幌土地家屋調査士会では「境界問題解決センター」を設置しておりますし、法務局にも「筆界特定制度」があります。お気軽にご相談してください。

【問合わせ先】札幌法務局小樽支局　TEL 0134 － 23 － 3012

まちの日記帳

認知症の理解を深めよう！
認知症サポーター養成講座

2/24

町職員を対象とした認知症サポーター養成講座が開催されました。

この講座は認知症に対する正しい知識を持つ「認知症サポーター」を養成するために行われ、認知症キャラバンメイトの佐藤志津子さん（美国町）と町地域包括支援センターの職員が講師を務めました。

高齢者の多い当町での業務に役立てたいと10名の参加者が集まり、テキストや教材ＤＶＤから認知症について学びました。

参加者には認知症サポーターの証である「オレンジリング」が配布され、認知症の方に理解と適正なコミュニケーションの方法を学びました。

▲佐藤志津子さん（美国町）

▲オレンジリング

“一針一針”心を込めて
美国婦人会が雑巾を寄贈

3/5

美国婦人会（魚屋友子会長　会員：54名）は、雑巾各40枚を美国小学校・中学校、総合文化センターに、それぞれ寄贈しました。

同会では毎年会員に呼びかけ、１人３枚以上を一針一針心を込めて雑巾を作成。30年以上にわたり、学校や福祉施設などへ贈る活動を続けています。

魚屋会長は、「婦人会で毎年続けている活動なので、これからも心を込めて作っていきたい。新年度を気持ちよく迎えるために、掃除の時に有効に使っていただければ嬉しいです。」と話していました。

傑作揃い！
フォトコン入選作品を札幌地下歩で展示！

3/10

（一社）積丹観光協会が主催する「積丹観光フォトコンテスト」の入選作品の展示会が札幌地下歩行空間で行われました。

当日は平成29年度から令和２年度までの入選作品 計30点が展示されました。

また、当フォトコンテストの審査委員長を務める久保田亜矢子氏（全日本写真協会会員）を招いて写真撮影のポイントなどを学べるブースを設け、多くの人が来場し、アドバイスを受けていました。